

9時00分開会を宣言する。

会長のあいさつの後、議事に入る。

- 議 長 本日の議事録署名を13番委員と14番委員にお願いします。
それでは議案第1号「非農地証明交付申請の承認について」事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 まず1番説明いたします。本申請地朝倉地区で農地法施行以前より住宅が建っていたようであり、よって、耕作の再開も困難であり、農地への復旧も困難なため、非農地証明を受けたいようであります。
- 議 長 会長、11番委員、20番委員で現地調査を行い会長より事務局に報告をお願いします。続いて2番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 2番については、幸地地区で丸井産業の工場の国道を挟んでの向かいになります。現地は低木交じりの原野もしくは山林の状態です。農地として復旧する見込みは付かない状況にあります。
- 議 長 19番委員、7番委員、5番委員により現地調査を行い19番委員より事務局に報告をお願いします。続いて議案第2号について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 申請内容が新規の利用権設定のため、内容を読み上げて説明。
- 議 長 議案第2号について質問等はありませんか。無いようでしたら議案第3号について承認される方は挙手をお願いします。多数ということで申請を認めます。

(午前9時30分開会)